

勝山市地域防災計画（案）及び勝山市国民保護計画（案）についてのパブリック・コメント意見

該当資料 及び該当 ページ	意見・提言等	市の考え方	修正内容
一般対策 編第２章 第１節他	平成２９年１月に発生し、市民生活に大きな影響を与えた「節水」被害について、その原因は何か、対象となる地域の選定はよかったのか、節水時間の選定はよかったのか、節水を行うにあたり広報活動は十分であったのか、節水時に火災などが発生した場合に新たな問題が発生しないのか、などの事象を正確に分析し、今後の防災計画に活かしていただきたい。	災害対策基本法における「災害」の定義のなかに「その他の異常な自然現象」というものがあり「干害」等が該当しますが、今回の「節水」被害については、その性質上、地域防災計画の中ではなく、関係課において、今後の防止策を講じていきます。 平成２９年１月の「節水」の原因としましては、勝山市の水道水源は、そのほとんどを地下水、湧水で賄っておりますが、１月になっても井戸水位が低下したまま回復せず、消雪のため水源池周辺の井戸水や水道水を使用したことにあります。今後は、担当課において井戸水位の変動を注視し、漏水調査・修繕の更なる推進、新たな水源等について検討していきます。また、節水時の火災につきましましては、消火栓の水量不足が予想されることから、防火水槽や河川などから、水を確保するなどの対応をとるとともに、強風時や乾燥時には、広報活動を行うなど、火災の発生減少に努めます。	修正なし

※当該パブリック・コメント募集期間以降にいただいたご意見でしたが、市の考え方を上記のとおりお示しします。